

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015広第66号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年5月9日 17時35分ごろ
発生場所	愛媛県愛南町小地島北岸 伊予鹿島灯台から真方位238° 2,800m付近 (概位 北緯32° 55.91′ 東経132° 25.93′)
事故等調査の経過	平成27年6月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十八広隆丸、168トン
船舶番号、船舶所有者等	128312、広隆水産有限会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海） 機関員、海技免状なし
死傷者等	なし
損傷	バルバスバウに凹損等
事故等の経過	<p>本船は、船長及び機関員ほか3人が乗り組み、高知県宿毛市宿毛湾港に向けて愛媛県宇和島市魚泊漁港を出港し、機関員が単独の船橋当直につき、小地島北西方沖を南東進した。</p> <p>本船は、機関員が、単独で船橋当直につき、舵輪後方の椅子に腰を掛け、約10ノットの対地速力で自動操舵により南東進を続けていたところ、居眠りに陥り、予定変針場所を通過し、平成27年5月9日17時35分ごろ小地島北岸に乗り揚げた。</p> <p>船長は、船橋にある寝台で横になっていたところ、乗揚の衝撃で目覚め、機関を後進にかけて離礁し、乗組員の安全、浸水及び燃料油流出がないことを確認した後、船舶所有者に本事故の通報を行った。</p> <p>本船は、自力で航行して愛媛県西予市三瓶港に入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約43cm（宇和島）</p>
その他の事項	<p>本船は、本事故時、空船であり、喫水が船首約2.7m、船尾約3.7mであった。</p> <p>本船は、船橋航海当直警報装置を作動させており、12分間で警報が鳴るように設定していたが、乗り揚げるまでに警報は鳴らなかった。</p> <p>機関員は、本事故の前日、約11時間の休息をとっており、疲労は感じていなかったが、本事故後、海上が穏やかであり、周囲に他船を見掛けなかったため、気が緩んで居眠りしてしまったことを船長に報</p>

	<p>告した。</p> <p>機関員は、甲板部航海当直部員の認証を受けていなかった。</p> <p>船長は、甲板部航海当直部員の認証がない機関員が船橋当直につけないことを知らず、また、機関員が前の会社で約3年の乗船経験を有して操船に慣れていたので、船橋当直につかせていた。</p> <p>機関員は、本事故後、甲板員に職務変更し、甲板部航海当直部員の認証を取得した。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、小地島北西方沖を自動操舵で南東進中、単独で船橋当直中の機関員が居眠りに陥ったことから、予定変針場所を通過して同島北岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>機関員は、海上が穏やかであり、周囲に他船を見掛けなかったことから、気が緩み、また、椅子に腰を掛けた姿勢で船橋当直を続けたことから、覚醒水準が低下して居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、小地島北西方沖を自動操舵で南東進中、単独で船橋当直中の機関員が居眠りに陥ったため、予定変針場所を通過して同島北岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船橋当直中に眠気を感じた場合には、椅子から立ち上がって身体を動かしたりするなど、居眠りを防止する措置をとること。また、眠気を払拭することができないときは、船長に申し出ること。</li> </ul>